

石垣島の国立公園指定に関する説明会 一覧

- 第1回 日時 平成19年2月14日(水)17:30～19:00 / 場所 市民会館中ホール)
- 第2回 日時 平成19年2月20日(火)20:00～21:30 / 場所 川平公民館)
- 第3回 日時 平成19年2月22日(木)19:30～21:40 / 場所 伊原間公民館)
- 第4回 日時 平成19年3月7日(水)19:30～21:00 / 場所 野底小学校)
- 第5回 日時 平成19年3月14日(水)19:30～21:00
/ 場所 環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター)
- 第6回 日時 平成19年3月17日(土)19:30～21:00 / 場所 於茂登公民館)
- 第7回 日時 平成19年3月18日(日)13:15～15:00 / 場所 明石公民館)
- 第8回 日時 平成19年3月18日(日)19:40～21:00 / 場所 平久保公民館)
- 第9回 日時 平成19年3月19日(月)19:30～21:00 / 場所 米原公民館)
- 第10回 日時 平成19年3月20日(火)20:00～21:30 / 場所 双葉公民館)
- 第11回 日時 平成19年3月22日(木)19:00～20:00 / 場所 真栄里公民館)

第1回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年2月14日(水)17:30～19:00

場 所：市民会館中ホール

参加者数：約85名

主な質疑応答

参加者：

地権者への広報は行っていますか。また、財産権の侵害であり、地権者の同意を得るべきではありませんか。住民や地権者の意見を受けて、国立公園の指定予定区域の変更はできますか。

環境省：

3月にパブリックコメント(意見募集)を予定しており、その際に石垣市の皆様を始め、全国の皆様のご意見をいただきたいと思います。

国立公園になったからといって、財産権が奪われるものではありません。現在の国立公園の予定区域は、島の中でも風景が優れたところであり、将来にわたって受け継いでいきたいと考えています。第2種特別地域、第3種特別地域では、住宅の建築などは、許可を得ていただければ、基準の範囲内で可能です。

参加者：

国立公園に指定されるメリットは何ですか。なぜこのような短期間に押し進めるのですか。計画段階から、住民が参加するプロセスを踏んでほしいです。また、住民が納得するまで

説明会をして下さい。

環境省：

メリットとしては、石垣島の風景を将来にわたって残していくことができます。石垣島の国立公園指定については、地元で白保を保護する気運があることを踏まえ、平成8年に、当時の環境庁長官、沖縄県知事、石垣市長が会談し、国立公園に指定する方針を出したことに端を発しています。その後、指定に向けた作業を進めてきました。

参加者：

島の財産は島民のもの。島民の意見は最大限に尊重されなければなりません。国立公園に指定されなくても、風景は、今後もこれまでどおり大事にしていきたいです。

環境省：

一般的に、法による共通ルールがないと、優れた風景地は利用され、風景が悪くなってしまふことが考えられます。

参加者：

メリットよりデメリットの方が多いと思います。農家が1ヶ月もかかって申請していたら、仕事が遅れてしまいます。農業機械による作業が行えないようでは困ります。

環境省：

これまでどおり通常の営農は行うことができます。農業機械による耕耘も手続き不要です。

参加者：

罰則はありますか。

環境省：

半年以下の懲役又は50万円以下の罰金があります。

参加者：

国立公園指定は、実質的に財産権を制限することになります。案の作成までに、地権者と交渉されていません。

環境省：

財産権への制約は、一定のルールに基づき出てきます。憲法、あるいは自然公園法では、公共の福祉と私権をよく調整することとされています。国立公園内では、様々な産業が存在するので、調整を図ることが必要です。お示ししている国立公園の計画案は、地域の産業や土地利用の状況を考慮して作成しており、公共の福祉と私権を調整することが可能と考えています。3月にパブリックコメントを行う予定ですが、それに先駆けて住民説明会を開催させていただきました。これからも住民説明会を重ね、ご意見を伺っていきます。

参加者：

海中公園地区に接する地域も規制を受けますか。

環境省：

公園区域外であれば規制を受けません。

参加者：

景観計画とは、どちらが優先されますか。

環境省：

基準の内容が厳しい方が適用されます。

以上

第2回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年2月20日（水）20:00～21:30

場 所：川平公民館（川平農村集落センター）

参加者数：約30名

主な質疑応答

参加者：

国立公園指定はいいことと思います。

最近、島の周囲が変わってきています。沖縄は移住ブームであり、川平はその中心になっています。以前は、暗黙の決まりで、個人の土地であっても、防風林は使わなかったのに、移住者により買われ、建物が建てられています。こうした（防風林の）区域の景観を守って下さい。

環境省：

川平湾沿いの海岸を国立公園の予定区域にしています。

参加者：

もっと早くに国立公園に指定すべきでした。

川平湾から奥（県道より内陸側）は、国立公園の予定区域になっていませんが、この地域から赤土が川平湾に流れ込んでいます。この田畑の部分も国立公園にした方がいいと思います。

環境省：

区域については、検討課題とさせていただきます。

参加者：

今回の指定は、西表国立公園への編入になるとのことですが、国立公園の名称はどうなりますか。

環境省：

名称については、石垣市と竹富町の意見も踏まえ、中央環境審議会で審議されます。したがって、変更される可能性もあります。

参加者：

パブリックコメントで出された意見に対して、その回答は情報公開されますか。

環境省：

パブリックコメントの回答は、環境省のホームページなどで公開されます。

参加者：

いい国立公園にしていくためには、住民に理解されていくことが重要です。国が一方的に指定することがないようにしてください。

環境省：

地域の皆様にご理解いただけるよう努めます。

参加者：

米原海中公園地区の東側から佐久田川までがサンゴ礁が発達しており、スノーケルスポットになっています。ここを守っていくため、佐久田川までを海中公園地区に含めて下さい。

環境省：

サンゴ等の生息状況の他に、アクセスのしやすさなど、利用面を加味して今回の予定区域を決めています。

参加者：

特別地域に指定された場合、救済措置や補助、免税措置等がありますか。

環境省：

損失補償の制度はありますが、これまでの事例では、許可基準の範囲内で建築等の行為を行っていただいております。結果的に、皆さんにもよい景観の中で暮らしていただくことが可能となるなど、損失補償にまで至った例はありません。

参加者：

景観計画とどちらが優先されますか。

環境省：

基準の内容が厳しい方が適用されます。

参加者：

国立公園の許可の判断は誰が行うのですか。

環境省：

自然公園法に基づき、環境省が行います。手続に要する期間は申請が行われてから最大で1ヶ月ですが、なるべく早く回答できるようにします。また、一定期間分をまとめて申請いただくことも可能です。

以上

第3回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年2月22日（火）19:30～21:40

場 所：伊原間公民館

参加者数：約50名

主な質疑応答

参加者：

国立公園はいつ頃指定されますか。また、パブリックコメントはいつ頃行いますか。

環境省：

国立公園の指定は本年の8月から9月を目途としています。パブリックコメントは3月中旬から4月中旬を予定しています。

参加者：

説明会から指定まで数ヶ月しかないのは、急ではありませんか。

環境省：

平成18年4月から本格的に作業を進めて来ました。パブリックコメントで石垣島のみなさんを始め全国民からご意見をいただく機会がありますが、石垣島では初めての国立公園指定なので、パブリックコメントに先駆け、国立公園の仕組み等を知っていただくために説明会を開催しています。

参加者：

石垣市の問題を全国から意見募集するのはおかしくありませんか。パブリックコメントでは、どこで意見を言えばいいのですか。

環境省：

「国立公園」という名称にも示されているとおり、全国民に関わりのあることなので、広くご意見をいただきます。環境省石垣自然保護官事務所でご意見をいただく用紙を用意します。また、パブリックコメントを行う際は、新聞でも広報します。

参加者：

国立公園内では、これまで同様にハマグリ、シャコ貝、サザエ、スクガラスなどを採取できますか。

また、海水浴や、観光客がキャンプすることはできますか。

環境省：

国立公園内では、海中公園地区、普通地域ともに、ハマグリ、シャコ貝、サザエ、スクガラスなどの採取、海水浴は手続き不要です。また、海岸の第2種特別地域、第3種特別地域では、通常のキャンプは可能ですが、テント設営がある場合は手続きが必要です。

参加者：

平久保牧場が国立公園の予定区域に入っておりますが、将来的には、農地を造成することも考えられます。農地造成は、景観を崩すために許可されないのではないですか。ビニールハウス等は建築できなくはなりませんか。建築可能な面積が2000㎡以下では、何もできません。

環境省：

工作物の種類毎に許可基準が定められていますが、農業用工作物については、建築面積に関する数値的な定めはありません。道路から一定距離を離す、主要な展望地から眺望を阻害しないなどの基準を守っていただければ、建築は可能です。

参加者：

マリレジャーは規制されますか。

環境省：

普通地域での制限はありません。海中公園地区についても、船舶の航行は制限されません。

参加者：

国立公園になるともっと制限がかかるものと思っていたが、話を聞いてみたら違ったので、ある程度理解できました。

参加者：

海岸における四輪駆動車の乗り入れは制限されますか。
漁業行為は制限されますか。

環境省：

制度上、ウミガメの産卵地などで車の乗り入れを制限する区域を設定することもできますが、今回の案では設けていません。漁業については、これまで同様に行うことができます。

参加者：

ビジターセンター、展望台等の施設整備を行ってもらえますか。その際は、住民の意見を取り入れてもらえますか。

環境省：

既存の施設との配置なども考慮し、石垣市等と調整して考えていきたいと思っております。その際は、地元のご意見をお伺いするのはもちろんのこと、管理については、地元からの協力をいただきたいと思います。

参加者：

国立公園になると、どのような予算が付くのですか。石垣島が国立公園になるメリットはありますか。

環境省：

例えば、ビジターセンターなど施設整備を行う予算があります。また、オニヒトデ駆除、インドクジャク駆除、カンムリワシの調査等を行うための予算があります。ただし、限られた予算ですので、地域と一緒に活動していきたいと考えています。

参加者：

平久保、久宇良、伊原間で第3種特別地域の予定になっていますが、開発はできなくなりますか。

環境省：

ホテル等の大きな建物は許可基準に適合することが必要となります。風景が守られることで、平久保牧場のように映画撮影に使われ、多くの観光客が訪れるのではないかと考えます。

参加者：

ゴルフ場は造成できますか。

環境省：

国立公園の特別地域では、風景を維持する観点から、ゴルフ場は造成できなくなります。玉取崎展望台から展望した場合に、ゴルフ場が正面にあれば、景観の資質が失われてしまいます。

参加者：

玉取崎展望台から見える電柱・電線を、環境省で地下埋設にできませんか。

環境省：

環境省が行うことはできませんが、国立公園内については、改築などの申請が生じた際に指導していくことは可能です。

参加者：

メリットを教えてください。

環境省：

島の財産である優れた風景を残していけることがメリットです。

参加者：

川平湾の海岸には、台風の度にゴミが吹き上げられてきており、100mも奥に入り込んでいる場所があります。環境省で取り組みませんか。

環境省：

現在の西表国立公園でも、各離島の利用拠点を清掃する予算があります。石垣島も国立公園に指定されれば、取り組みうる可能性があります。

参加者：

環境省が東海岸（伊原間牧場内）に道路、遊歩道、サイクリングロードを整備できませんか。

環境省：

現在は市道になっています。市町村が整備する道路を環境省が整備することはできません

が、関連した駐車場や展望台の整備を行うことが可能です。また、道路建設をする場合は、例えば切土、盛土を少ない設計にするなど、風景に調和するよう配慮していただくことが必要です。

参加者：

・西表国立公園が指定された当時、土地改良をめぐり、「人かヤマネコか」という議論がありました。今回も、人間より野生生物が優先されませんか。生活に制約がかかりすぎないようにして下さい。

環境省：

当時、土地利用とヤマネコの生息環境の保全について地域での議論があったことは承知しています。ただし、その場所は公園内ではなく、一般的に生息環境を保全するかどうかの検討がなされていたものであったと思います。今回の国立公園指定予定区域も、土地利用の進んだところは除かれており、人の生活と自然環境の保全については調整ができるものと考えています。

参加者：

いろいろな制約がありますが、メリットが伝わってきません。こんなにあわてて進める必要があるのですか。焦っているように見えます。急がないで、じっくりやって下さい。

環境省：

急いでいるわけではありません。平成8年当時、白保の海を保護する動きがあり、その際、当時の環境庁長官、沖縄県知事、石垣市長が会談し、白保とともに、石垣島の北部や東海岸等を国立公園に指定するための検討を開始する方針がたてられました。以来、私どもも、少しずつ、コツコツと検討を重ねてきました。本年度も、何度か新聞記事になっていきましたが、断片的でお目にとまらなかったかもしれません。メリットの1つとしては、景観が維持されることがあげられます。

参加者：

100年、200年後を考えれば大賛成です。生活に障害がなければよいです。明石のパラグライダーが離陸するところでは、昔は野焼きがあったために、サキシマツツジが美しかったです。今は、リュウキュウマツが繁茂しているために衰退しています。リュウキュウマツを伐採すれば、よい景観に戻ると考えられます。予算があれば地元で伐採業務を受けられます。なるべく昔の景観に戻して下さい。

環境省：

瀬戸内海国立公園では、多島海景観を眺めるための展望台が整備されていますが、近年、展望台の周りがある木が眺望を阻害しているため、木を伐採している例があります。明石についても、同様の検討は可能であると思われます。

以上

第4回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年3月7日（水）19:30～21:00

場 所：野底小学校

参加者数：約25名

主な質疑応答

参加者：

国立公園の予定区域になっていない伊原間西側の海域を国立公園の普通地域に入れた方がよいと思います。

環境省：

岩礁地帯のため、環境省のサンゴ礁モニタリングで調査ポイントを設定していない海域があり、今回は指定することが適当か否かを評価できず、区域外となっています。

参加者：

国立公園特別地域内でヤギ小屋の新築は許可申請が必要ですか。

環境省：

国立公園区域内で、材料に使う木の伐採があれば、それについては許可申請が必要です。小屋は道路から離せば、新築の手続きは不要です。

参加者：

現地に、国立公園区域の目印はありますか。

環境省：

通常、杭などの目印はありません。国立公園の境界線は、林班界や地番界を使用しています。国立公園の区域を確認したい場合は、環境省で確認して回答しますのでご相談下さい。

参加者：

野底地区は海岸が広く、漂着ゴミが多いです。地元で回収しているものの、全域の回収は難しいので、国立公園になった際は、環境省で掃除をしてもらえますか。

環境省：

清潔の保持等基本的な土地の管理は、土地の所有者や管理者が行うのが原則です。なお、すべてできるわけではありませんが、地元からの要望も踏まえて、国立公園の利用拠点などについては、地元の協力を得つつ、清掃を行えるよう努力します。

また、国立公園になることで、「風景のすばらしいところ」として、国立公園の利用者に、普段からきれいにしようと心がけてもらえるのではないかと思います。

参加者：

将来、ホテル等の建設が計画された場合、基準の範囲であれば建設できるかもしれませんが、環境省から建設計画について事前に住民に開示されますか。

環境省：

自然公園法では、開発案件の情報を開示する規定はありませんが、行政機関については、情報公開のルールが確立されており、個人情報等を伏せる場合はあるものの、開示は可能です。また、申請に対する審査を左右するものではありませんが、地元の皆様のご意見を伺うこともあるほか、事業者と現地確認することもあるので、そういった中で、皆様にも事業計画が伝わるのではないかと思います。

参加者：

平久保で牧場経営をしている人から意見は出ていませんか。
平久保牧場内の道路整備ができなくなりませんか。

環境省：

これまでどおり畜産業は続けられますので、伊原間公民館での説明会後も心配の声は聞かれませんでした。
道路整備については、切土、盛土を少なくする、よう壁を風景になじむように作るなどすることにより建設することが可能です。

参加者：

環境省が整備することはできませんか。

環境省：

平久保牧場の道路は市道であり、環境省が整備することはできません。

参加者：

魚が捕れなくなるかと思っていたが、安心しました。

環境省：

海中公園地区外であれば、漁獲に対する国立公園としての制限はありません。なお、これまでどおり沖縄県の漁業調整規則は守っていただく必要があります。

参加者：

国立公園外の土地利用・開発により、マングローブ林に赤土が流入した際には、環境省で何とかできますか。

環境省：

発生源が公園区域外の場合には、自然公園法に基づいた指導はできませんが、実施者に対して国立公園内への配慮等についてお願いすることはできると思います。吹通川の場合、上流も国立公園内になるため、土砂流出を防止するよう、申請段階で指導していきます。

参加者：

もし、違反と思われる開発や行為を見つけた際、環境省に連絡すればよいのですか。また、罰則はありますか。

環境省：

まずは環境省に連絡して下さい。自然公園法に違反しているようであれば、警察に協力していただきます。違反者を特定できない場合も多いですが、現場で見かけた時は、まず注意をするのが原則です。

罰則としては、半年以下の懲役又は50万円以下の罰金があります。ただし、直ちに告発し罰則を適用するのではなく、まずは注意し、国立公園の趣旨を理解していただく方法が一般的です。

参加者：

台風などによる倒木は除去できませんか。

環境省：

手続は不要です。

参加者：

一度指定されると、国立公園の区域はずっと変わらないのですか。

環境省：

概ね5年ごとに公園計画の見直しを行い、区域の追加や削除を検討します。

参加者：

吹通川は、吹通橋が改築される前は、橋の上から飛び込めるほどの深さがありましたが、改築されて規模が大きくなった影響で砂が海から入り込んで溜まり、川の水深が浅くなっています。海水の出入りが悪くなり、マングローブ植物が衰退してしまうのではないかと危惧しています。土砂の浚渫は許可できますか。環境省が行うことはできますか。また、環境省から沖縄県に、（土砂を取り除く）助言をしてもらえませんか。

環境省：

河川は流れなければその機能を失ってしまうので、まずは河川の管理者が判断をすると思われれます。（河川管理者が必要と判断したものうち、）公益性が認められるものについては、許可されます。

国立公園は風景の優れたところですが、その風景づくりとして、眺望を阻害する樹木を伐採するなどの展望地づくりを行っている国立公園もあります。河川の風景についても、検討はできると思いますので、可能であれば協力していきます。

助言については、例えば、西表島の県道の改修について、環境省から沖縄県八重山支庁にイリオモテヤマネコのためのトンネル設置位置を提案するなどした例があり、河川についても同じ観点から協力できることはあるのではないかと思います。

以上

第5回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年3月14日(水) 19:30~21:00

場 所：環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター

参加者数：約20名

主な質疑応答

参加者：

国立公園の名称はどうなるのですか。

環境省：

現在、石垣市と竹富町から名称についてのご意見をいただいていますので、今後、両市町の意見も踏まえて、中央環境審議会での諮問、答申を受けて環境大臣が決定します。

参加者：

名蔵アンパルは地先水面も鳥獣保護区になっていますが、国立公園にはならないのですか。

環境省：

予定区域には入っていません。

参加者：

外来生物の捕獲について手続不要ということは、インドクジャク、オオヒキガエルは許可無く採ってよいのですか。

環境省：

特別保護地区では基本的に動植物は捕獲・採取できませんが、環境省が行う特定外来生物の防除事業で実施する場合は手続が不要となります。一方、個人が行うものは含まれません。特別地域では、指定された動物を捕獲等することには許可申請が必要ですが、ウミガメ3種のみが指定動物となる予定です。外来生物の捕獲は手続不要です。

参加者：

於茂登岳周辺で、赤瓦屋根の下に敷く、太く良質のリュウキュウチクが採れますが、特別保護地区になると採れなくなりますか。

環境省：

多くの方々のご意見を伺い、桴海於茂登岳の南側でリュウキュウチクが採れるようので、10%の択伐が可能な第1種特別地域にしています。

参加者：

オニヒトデ駆除の取り組みを拡大してもらえますか。

環境省：

環境省で、石垣島の周辺海域をモニタリングしていますが、現在のところオニヒトデの発

生は少ない状況です。必要に応じて取り組んでいきます。

参加者：

宮良地区の海が普通地域になっていますが、国立公園の境界はどこになりますか。
宮良川を利用するカヌー業者が普通地域にも出入りするのはい構いませんか。

環境省：

東京湾中等潮位時の水際が国立公園の境界になります。
カヌーによる海面利用は自由にできます。

参加者：

普通地域では、もずくやアーサ、貝採りができますか。

環境省：

普通地域でも海中公園地区でも手続不要です。

参加者：

もし国立公園であることを知らずに違反した場合に罰則はありますか。

環境省：

法律の定めとしては、半年以下の懲役か 50 万円以下の罰金があります。ただし、知らずに行われた場合に直ちに罰則を科すのではなく、注意を行うこととなります。繰り返し違反が行われる場合には、警察と協力して告発することがあります。

参加者：

平久保牧場等の 3 大牧場は、畜産業振興のために石垣市が作りましたが、国立公園指定に同意すべきではないのではありませんか。

石垣市：

牧場として貸し付けられている石垣市有地は返還されることになっています。石垣市の財産であり、同意しています。

環境省：

通常の畜産業はこれまでどおり行うことができます。

参加者：

返還されるのであれば、石垣市はこの土地の有効活用をどのように考えますか。

環境省：

農業用の工作物については、建築面積などの数値的な制限はありません。平久保牧場は映画のロケにも使われるような場所ですので、場所や色彩等を景観になじむように建築していただくことで国立公園内でも上手に利用することが可能です。

参加者：

他の国立公園では、地元自治体に反対されることはありますか。

環境省：

通常、十分な調整を行ってきています。国立公園の指定は、環境省から、自然環境や風景がすばらしいので国立公園に指定したいと持ちかけることもあれば、地元の要請により動くこともあります。最終的には国（環境大臣）が指定します。

参加者：

利用施設の整備、管理は、国と市町村のどちらが行うのですか。

環境省：

基本的には整備したところが管理します。例えば、沖縄県が整備したものは沖縄県が管理しています。

参加者：

世界遺産に登録された場合、国立公園の規制とどちらが厳しいのですか。

環境省：

世界遺産は各国の国内法で担保することとされており、世界遺産に登録された場合でも、新たな規制は生じません。

参加者：

ラムサール条約登録湿地である名蔵アンパルで教育的施設を整備して下さい。

環境省：

ラムサール条約登録湿地になっている沖縄島の漫湖では、漫湖水鳥湿地センターを整備しています。名蔵アンパルには国立公園の施設計画として園地を位置づけており、将来的に整備していく可能性もあります。

以上

第6回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年3月17日(土) 19:30~21:00
場 所：おもと農村多目的集会施設(於茂登公民館)
参加者数：約20名

主な質疑応答

参加者：

国立公園に指定されたら、ビジターセンター等の施設を整備していただけますか。

環境省：

既存の竹富島ビジターセンターは島の文化の紹介に重点をおいています。石垣島に整備するのであれば、サンゴ礁や野生生物を中心に紹介する施設を島内で1箇所程度整備することになると思います。

参加者：

国立公園の区域のまわりでも規制がかかりますか。

環境省：

国立公園の区域外では、規制はありません。

参加者：

旧暦3月3日の浜下りで行っていることはできなくなりますか。

環境省：

アーサ採り、もずく採り、ヒメジャコ採りなどは、普通地域でも海中公園地区でも手続は不要です。

参加者：

於茂登岳付近の区域の種類(地種区分)はどのようにして決めましたか。

環境省：

現在の風致景観の状態や土地利用の他、名勝「於茂登岳及び川平湾」の指定地等の現行法規制をもとに決めました。

参加者：

国立公園の指定やその区域については、決定されたものなのですか。国立公園の指定は、国が進めるものなのですか。それとも、沖縄県が要請しているのですか。

環境省：

今回ご説明したものは、関係機関と調整した結果をとりまとめたものであり、まだ「案」の段階のものです。今月末から行う意見募集(パブリックコメント)でいただいた意見を検討し、対応可能なところは反映させていくこととしています。

また、指定については、地元から要請がある場合と、環境省から提案する場合があります。今回については、平成8年に、当時の環境庁長官、沖縄県知事、石垣市長が、石垣島の一部を国立公園として指定することについて検討していく方針を決めたことに端を発しています。

参加者：

ビクターセンター等の施設整備は環境省が行うのですか。於茂登岳山頂に展望台があったらよいと思います。

国立公園の施設整備については、地元から要請すれば、例えば、歩道をつくってもらうことはできますか。

環境省：

国立公園では、規制計画の他に利用計画を決めます。利用計画に基づき、環境省が整備するものや、沖縄県県や石垣市、民間が行うものなど、役割を分担して整備していくことになります。

参加者：

昔の水源地が特別保護地区の中にあり、水不足になった際、利用する可能性があります。既存の施設なら改築可能ということですが、許可されますか。

環境省：

ひびの入ったパイプの取り替えなど、修繕については手続不要です。パイプを増やすなど増改築がある場合には、手続が必要です。なお、内容にもよりますが、規模が大きく変わらない場合は、許可されうると考えられます。

参加者：

違反した場合に、罰則はありますか。

環境省：

あります。自然公園法の条文上は、50万円以下の罰金又は半年以下の懲役になります。ただし、国立公園の区域について知らない方もいるため、まずは注意を行います。何度も繰り返し行われる場合には、告発することがあります。

参加者：

イノシシ猟はできますか。

環境省：

特別地域では手続不要です。特別保護地区については、環境大臣から鳥獣保護法の許可を得ている場合は手続き不要ですが、通常、有害鳥獣駆除は沖縄県知事の許可ですので、自然公園法の手続が必要になります。

参加者：

於茂登岳の山麓から水を引いていますが、新たな取水施設が必要になったら、整備することはできますか。

環境省：

公益上必要なものであれば整備することは可能です。また、大規模な場合など、風致上の支障がある場合には、緑化等をしていただくこと等が必要です。

以上

第7回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年3月18日(日) 13:15～15:00

場 所：明石公民館

参加者数：約30名

主な質疑応答

参加者：

国立公園に指定されると、赤土流出や畜舎からの汚染、汚水処理について、環境省で対策をしていただけますか。

また、漂着ゴミ対策も環境省で行っていただけますか。

環境省：

国立公園関係の予算では、赤土対策等を補助するメニューがありません。なお、国立公園内での開発行為に対して、沈砂池を設けるなどの赤土流出防止対策の指導を行うことは可能です。漂着ゴミについては、土地所有者や海岸の管理者に処分していただくのが原則ですが、環境省でも、国立公園内の利用者が多い場所等については実施することが可能です。

参加者：

営農の時期によっては、畑からやむを得ず、赤土が流れますが、環境省の指導がありますか。

環境省：

畑からの赤土流出について、自然公園法上の制限はありません。国立公園内での土地の造成等がある際には、指導を行うことがあります。

参加者：

生活排水や、家畜の糞尿処理については、今でも達成状況が十分ではありません。国立公園に指定されると、取り締まりが厳しくなりますか。

環境省：

国立公園の指定と同時に、生活排水や家畜の糞尿処理についての取り締まりが厳しくなるわけではありません。今後、改築等を行う際には、汚水処理基準にあったものに変更していただければよいと思います。

参加者：

畑は国立公園の予定区域外ですが、雨が降れば、赤土は海岸線の予定区域の中に流れていきます。上流も含めて総合的に考えなければ、国立公園にする意味がないのではありませんか。

環境省：

国立公園の予定区域は、海岸線の風景を守っていくことを目的として設定していますが、国立公園外からの赤土の流入については、赤土対策に取り組む沖縄県と連携して取り組ん

でいきたいと考えています。

参加者：

国立公園の管理運営はどうなるのですか。

環境省：

土地の管理はこれまでどおり土地所有者又は管理者に行っていただくのが原則です。環境省では、風景を改変する行為について、指導や管理をしていくことになります。

参加者：

魚介類の捕獲・採取について、規制はありますか。

環境省：

海中公園地区については、サンゴや熱帯魚のうち、指定された種類については捕獲・採取の制限がありますが、普通地域では制限はありません。

参加者：

今後、規制が徐々に強化されることはありますか。

環境省：

関係機関や地元との調整なしに規制を強化することはありません。海中公園地区の指定種についても、漁協と調整し、通常、漁獲される種類は除いています。アーサやもずくも指定種からは除かれていますので、海中公園地区であっても手続不要で採取することができます。

参加者：

説明を聞いた限りでは、問題ないと思われませんが、例えば、子供たちが大きくなり、マリンレジャーを行おうとした場合はできますか。

環境省：

カヌー、グラスボード等、マリンレジャーは行うことができます。

参加者：

観光客を国立公園内で案内する仕事が規制されることはありますか。

環境省：

ありません。

参加者：

ビジターセンターを明石に作ることは可能ですか。

環境省が漂着ゴミの清掃を行うことはできますか。（こうした課題に取り組むという意味では、）国立公園の指定は30年遅いのではないか。

環境省：

ビジターセンターについては、数や配置のバランスを考えなければならず、また、予算の

問題もあり、市街地近くに1箇所程度を考えています。西表国立公園内の既存のビジターセンターは島の文化を紹介する内容が中心の展示になっていますので、サンゴ礁等や野生生物、国立公園を中心に紹介するものになると考えています。

漂着ゴミの清掃については、国立公園内の全海岸線は難しいですが、利用者の多い場所については行っていきたいと思います。

参加者：

今回の国立公園の指定予定区域は変更できますか。

環境省：

検討を重ねてきた結果なので、現案で進めたいと考えていますが、パブリックコメント（意見募集）でのご意見を踏まえて、可能なところは反映していきます。

参加者：

国立公園が指定されるのであれば、地域もうまく国立公園を使っていくしかないと考えています。

環境省も指定するのであれば、地域おこしを考えてほしい。例えば、子供達が将来、明石の東海岸でマリトレジャーを行う際に、施設をつくることは許可されますか。

環境省：

東海岸の予定区域は石垣市有地ですが、国立公園内でも土地の売買はこれまでどおり行うことができます。国立公園で施設を作る際には、風景になじむよう、高さ、建ぺい率等の基準に適合するようにしていただければ、建築することは可能です。

参加者：

パブリックコメントでは、多数決により意見が反映されるのですか。

環境省：

いただいたご意見について個別に検討を行い、反映できる部分については反映します。ご意見に対する回答はホームページで公開されます。

参加者：

将来、規制が強くなることはありますか。例えば、世界遺産に指定された場合、さらに規制が強くなるのでは。

環境省：

国では、琉球諸島を世界自然遺産の候補地として選定しています。世界遺産は、各国の法令で保護されている場所が登録されることとなっており、世界遺産として新たに規制が加わるものではありません。

参加者：

国立公園の指定は年限が区切られますか。

環境省：

指定期間はありますが、概ね5年ごとに見直しを行っていきます。見直しでは、国立公

園の区域が追加される場合もあれば、資質が失われて削除される場合もあります。

参加者：

有害鳥獣のイノシシが駆除できなくなりますか。

環境省：

手続が必要になるのは、特別保護地区のみです。有害鳥獣駆除の許可をとっていただければ特別地域では可能です。

以上

第8回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年3月18日(日) 19:40～21:00

場 所：平久保公民館

参加者数：約20名

主な質疑応答

参加者：

平久保牧場内での道路建設は許可できますか。

環境省：

環境省から道路の設置者に対して、切土、盛土を少なくするなどの景観配慮について指導を行います。許可基準に適合するものであれば、許可できます。

参加者：

海中公園地区では、サザエをとれなくなりますか。

環境省：

指定された種以外は捕獲できます。指定種にサザエは入っていません。

参加者：

海中公園地区では、刺し網、定置網の設置はできますか。

環境省：

刺し網、定置網の設置はできます。ただし、漁業調整規則等の他法令の規定はこれまでどおり適用されます。

参加者：

猪垣の修理、林道の新築、国立公園内の立入りはできますか。

環境省：

猪垣の修理は可能です。林道の新設は、許可申請をしていただくことが必要ですが、風致上の支障が生じない範囲で可能です。また、今回の国立公園の予定区域内に、立入りの制限を行う場所はありません。

参加者：

イノシシは捕れなくなりますか。

環境省：

特別保護地区では許可申請が必要ですが、それ以外では手続は不要です。

参加者：

将来、規制が厳しくなっていくことはありませんか。

環境省：

例えば、長期的に自然環境の質が向上した場合などではあり得ますが、全国的に見ても、一度指定された区域の規制強化は難しい状況です。現在の案は、林業との調整から第3種特別地域が多くなっていますが、長期的に土地利用状況の変化があった場合には、変更される可能性があります。

参加者：

市有地を借りている方もいますが、了解はとっていますか。

環境省：

これまで石垣市と調整を行ってきましたが、借地契約については、国立公園となることによって妨げられるものではありません。

参加者：

久宇良リゾート予定地は、国立公園の指定予定区域に入っていますか。

環境省：

入っていません。

以上

第9回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成19年3月19日(月) 19:30~21:00

場 所：米原公民館

参加者数：約30名

主な質疑応答

参加者：

米原の海中公園地区付近の海岸では、立入りや車の乗り入れは制限されますか。

環境省：

現在の計画案では、車両の乗り入れや立入りの規制はありません。

参加者：

夏にはウミガメの産卵が見られますが、その時期だけでも車の乗り入れを制限できませんか。

環境省：

法律に基づく規制ではなく、地域で個別のルールづくりをする方法が適切と考えます。

参加者：

ヤエヤマヤシ群落はこれまでどおり立ち入ることができますか。

環境省：

これまでどおり、立ち入ることができます。ただし、既にあるイシガキニイニイ(セミ)の生息地保護区の立入制限地区については、引き続き、立ち入りは制限されます。

参加者：

石垣市立富野小学校下(佐久田川河口付近)の海域は、環境省のモニタリング調査の結果でも、サンゴの生存度(被度)が高く、台風の影響は少なく、オニヒトデの被害もありません。この区域が海中公園地区に含まれていない理由を教えてください。

環境省：

環境省のモニタリング調査は、スポットチェック法と呼ばれる方法で行っており、海域全域を詳細に調査する方法とはなっていません。従って、海中公園地区は、既存のモニタリングポイントで得られたデータを代表させることにより検討しています。

また、国立公園の利用の観点から、その拠点である米原ビーチ周辺から行けるところを海中公園地区の区域としました。

参加者：

今から、石垣市立富野小学校下(佐久田川河口付近)の海域を海中公園地区に含めることはできますか。この海域は、開発圧力が高いところであり、岸からリーフエッジまでの距離が短いことから、人間活動の影響を受けやすいところですので、海中公園地区にして下

さい。また、利用の観点では、ダイビングの利用もあります。

参加者：

米原のダブルリーフはダイビングのメッカになっており、海中の景観も素晴らしいです。海中公園地区に入っていないのはどうしてですか。

環境省：

国立公園は、開発行為の予定があるから規制をかけるのものではありません。海中公園地区の検討にあたっては、関係機関や八重山漁業協同組合等との調整が必要であり、今回、反映が難しい点は、次回の見直しの際に検討します。

参加者：

次の見直しはいつ頃になりますか。

環境省：

約5年ごとに見直しをすることになっています。

参加者：

個人で行う浜下り、貝採り、魚釣りはできますか。

環境省：

海中公園地区では、指定された種類の捕獲・採取はできませんが、一般的に漁獲対象となっている種類については指定対象外となっており、海中公園地区、普通地域の別に関わらず、捕獲・採取は可能です。

参加者：

環境省としては、川平湾前面の吉原、山原の国立公園指定予定区域外のところに、ビルが建設されても問題ありませんか。

環境省：

現在、石垣市で策定を進めている景観計画は、公園区域外の部分も対象とされており、連携を図っていくことにより、石垣島の素晴らしい風景を残していきたいと考えます。

参加者：

説明では、利用頻度の高い海岸の清掃を行えるとのことでしたが、環境省で米原海岸の清掃は行えますか。また、水難事故が多いので、環境省でライフセーバーを配置できませんか。

環境省：

海岸清掃は行うことが可能です。なお、海水浴場にライフセーバーを配置することはできません。ライフセーバーの配置については、地元公共団体、観光業界の方々で取り組んでいただくのがいいと思います。

参加者：

今年は廃油ボールが漂着した際に清掃を行いました。環境省からの助成はできませんか。

環境省：

これまでも八重山環境ネットワークの一員としての連携を行ってきたところですが、利用拠点の清掃であれば、多少の予算があり、清掃を実施することは可能です。

参加者：

国立公園の名称はどうなりますか。

環境省：

現時点では未定ですが、石垣島の広い面積が編入されることになるので、国立公園の保護と利用の面から、石垣市、竹富町、環境省の案を踏まえ、今後、中央環境審議会で審議されることとなります。

参加者：

ビジターセンターはどこに整備するのですか。

環境省：

利用者の利便性から考えると、市街地付近になると思います。

参加者：

パブリックコメントは公開で行われますか。

環境省：

環境省のホームページ等により、回答も含め公開で行われます。

参加者：

海中公園地区では排水が行えないとのことですが、合併浄化槽レベルの処理でいいのですか。

環境省：

海中公園地区に直接パイプを設置して排水することは規制されます。公共流域に排水され、海中公園地区に流れ込むことに制限はなく、法令の基準に適合するように処理して流していただくこととなります。

参加者：

指定時期はいつ頃ですか。

環境省：

今年の夏頃を予定しています。

参加者：

国立公園外の開発に対し、環境省が意見を言うことはできますか。

環境省：

例えば、風景づくり条例に基づく判断についてコメントを求められれば、意見を言うこと

もありませんが、法的根拠に基づく指導をすることはできません。

以上

第 10 回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成 19 年 3 月 20 日（火）20:00～21:30

場 所：双葉公民館

参加者数：約 10 名

主な質疑応答

参加者：

平久保半島の牧場で道路整備は可能ですか。

環境省：

盛土、切土を少なくするなど、風景に配慮した設計をしていただくことで整備可能です。

参加者：

国立公園に指定されると、農地法等既存法令の規制はなくなりますか。

環境省：

既存の法令の規制はなりません。

参加者：

石垣市長をはじめ、石垣市民を代表する市議会の了解がなければ指定できないのではないですか。

環境省：

今回ご説明している案は、これまで沖縄県や石垣市を始めとする関係機関等と調整してきたものです。国立公園の指定手続きにおいて、市議会の同意を得ることは必要とされていませんが、市民の皆様のご意見は、パブリックコメント（意見募集）を通じて伺うこととしています。

参加者：

住宅の建築などに制限がかかるのは、自由が制限されている気がする。

環境省：

土地利用が進んだところは今回の指定予定区域から外れています。また、指定予定区域のほとんどが市有地となっており、私有地は全体の 5%程度となっています。

参加者：

国立公園に指定された後、区域が変更されることもありますか。

環境省：

概ね 5 年ごとに見直しを行うこととされており、区域の追加・削除を含めた見直しを行います。

参加者：

石垣市の景観計画との連携はありますか。

環境省：

国立公園はすぐれた自然の風景地を対象とし、景観法は主として集落、街並みの景観を対象としていますが、双方が連携していくことにより、石垣島の風景を守っていけるのではないかと考えています。

参加者：

国立公園に指定するメリットは何ですか。

環境省：

例えば、風景を維持していくことや、国立公園になることで、環境省も清掃などの活動が行えるようになること、ビジターセンターなどの施設整備が行えることなどがあります。

参加者：

ビジターセンターなどで地元の雇用機会が増えますか。

環境省：

例えば、竹富島や黒島のビジターセンターでは、1人から2人の地元の方を雇用しています。

参加者：

建築物を造る際は、赤瓦屋根にしなければならない等の定めはありますか。

環境省：

高さや建ぺい率などは全国で共通の基準が定められていますが、赤瓦屋根にしなければならないか否か等のルールについては、国立公園毎に管理計画で定めることとなります。石垣島については、今回の国立公園指定に合わせて管理計画を定める予定です。

以上

第 11 回 石垣島の国立公園指定に関する説明会

日 時：平成 19 年 3 月 22 日（木）19:00～20:00

場 所：真栄里公民館

参加者数：約 20 名

主な質疑応答

参加者：

指定時期はいつ頃ですか。

環境省：

本年の夏頃を目途にしています。

参加者：

現在の国立公園の指定予定区域は変更可能ですか。

環境省：

今回ご説明したものは、これまで関係機関等と調整してきたものですが、あくまで案の段階のものです。今後、パブリックコメントでいただいたご意見に基づき、必要に応じて見直しを行うものです。

参加者：

国立公園を指定後、小学校の子供たちが自然観察をする際に、環境省からガイドをつけてもらうことはできますか。

環境省：

現在、1年に4回程度、自然観察会等の行事を行うとともに、地元小学校と連携し、子どもパークレンジャー事業で海や干潟で自然観察を行っています。必ずしもすべてのご要望にお答えすることはできないかもしれませんが、引き続き、子供たちの環境教育に取り組んでまいります。

参加者：

確認ですが、特別地域内で高層ビルやゴルフ場はできませんか。

環境省：

建築物は、高さが13m以内とするなど、許可基準に合致するものであれば設置することが可能です。ゴルフ場については、風景への支障が大きいため、特別地域内では新たに造成することはできません。しかし、久宇良などは、国立公園の指定予定区域から外れており、規制はありません。

参加者：

海中公園地区では、船舶の航行や、グルクン等の魚釣りはできますか。

環境省：

これまでどおり、船舶は航行することができます。また、熱帯魚などのうち、指定された種類についてはとることができなくなりますが、グルクンなどの漁獲対象種については、これまでどおり魚釣りをすることができます。

以上